



### (3) 報告の徴収手続

必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び理由を書面により通知するものとする(則第33条第1項)。

### (4) 権限の委任

報告に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

### (5) 違法の場合の効果

この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第66条第7号に該当し30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

## **5 立入検査の実施**

### (1) 概要

行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、労働者供給事業を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる(法第50条第2項)。

### (2) 意義

イ 当該立入検査は違法行為の申告があり、許可の取消し、事業停止等の行政処分をするにあたって、その是非を判断する上で必要な場合等4の報告のみでは、事業運営の内容や求職者の就職状況を十分に把握できないような場合に、限定的に、必要最小限の範囲において行われるものである。

立入検査の対象となるのも、当該立入検査の目的を達成するため必要な事業所及び帳簿、書類その他の物件に限定されるものである。

ロ 「事業所その他の施設」とは、労働者供給事業を行う事業主の事業所その他の施設等に限られる。

ハ 「関係者」とは、労働者供給事業運営の状況や求職者の就職状況について質問するのに適当な者をいうものであり、具体的には、供給される労働者、労働者供給事業を行う事業主等である。

ニ 「帳簿、書類その他の物件」とは、組合員名簿や供給先事業所台帳はもちろん、その他労働者供給事業の運営及び供給される労働者の就職に係る労働関係に関する重要な書類が含まれるものである。

### (3) 証明書

イ 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を必ず携帯し、関係者に提示しなければならない(法第50条第3項)。

ロ 立入検査のための証明書は、職業紹介事業等立入検査証による(則第33条第2項)。

### (4) 立入検査の権限

#### イ 概要

当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない(法第50条

第4項)。

ロ 意義

職業安定機関は、司法警察印の権限を有せず、当該立入検査の権限は行政による検査のために認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものである。

(5) 違反の場合の効果

この立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合は、法第66条第8号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある。